

別記様式第1号(その1)(第7条関係)
政務活動費収支報告

8年4月1日

(あて先) 羽島市議会議長

会派名 清風クラブ

経理責任者名 南谷 徑 寛

令和7年度政務活動費収支報告について

羽島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告を提出します。



第1号様式(その2)(第7条関係)
政務活動費収支報告

令和7年度政務活動費収支報告書

会派名 清風クラブ

1 収 入
政務活動費 240,000円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費	0	用途については明細書記載のとおり。
調査旅費	62,286	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
広報費	202,526	
広聴費	0	
合 計	264,812	

3 残 額 0円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年月日	領収証等 整理番号	具体的な内容・用途	支出額	使途項目					
				研究 研修費	調査 旅費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	広聴費
R7.4.5	1	広報紙印刷費	15,334					15,334	
R7.4.7	2	新聞折込代	26,367					26,367	
R7.7.15	3	広報紙印刷費	15,487					15,487	
R7.7.22	4	新聞折込代	25,899					25,899	
R7.10.7	5	(10/21 東京都)視察交通費(3人分)	62,286		62,286				
R7.10.10	6	広報紙印刷費	15,487					15,487	
R7.10.14	7	新聞折込代	25,899					25,899	
R8.1.10	8	広報紙印刷費	25,253					25,253	
R8.1.20	9	新聞折込代	52,800					52,800	
		合計	264,812		62,286			202,526	

領収書



①

清和クラブ・清風クラブ

取引年月日：2025年04月05日(土)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-250403202744

合計金額 (税込) 30,668円

ラクスル株式会社

10%対象 30,668円 (内消費税: 2,788円)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
250403202744-01	チラシ:フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準 : 90kg	15,000部	27,880円	出荷予定日: 2025年4月7日 清和清流市政報告 2025年春号

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 27,880円
小計 (税抜)	27,880円
合計金額 (税込)	30,668円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本票面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksul.com/contact/>) からご連絡ください。

清和クラブと共同発行のため費用を割合する。

全派人数は通年で同人数のため。 $30,668円 \div 2 = 15,334円$

この以降も同様の処理を行う。

No 141606
2025年4月7日

② 領 収 書

清風クラブ 御中

株式会社 中日岐阜サービスセンター
〒500-8381 岐阜市市橋三丁目9番6号
TEL 058-273-8248 FAX 058-273-8249

金額 72,636.7

本社 大垣営業所
 中濃営業所 東濃営業所

消費税 2,397 税率10% T5200001003398

入金内訳			消費税	2,397
現金	小切手	振込	サイズ	A4

配布日	配布数	単価	小計	手配管理料
4/14	2,050	3.20	22,560	1,410
新聞折込代金として			税抜合計金額	23,970

上記の金額正に受取りました。
複写でないもの、訂正したもの及び取扱者の押印の無いものは無効です。

取扱者印

(2×50×200)

No 141629
2025年7月22日

④ 領 収 書

清風クラブ 御中

株式会社 中日岐阜サービスセンター
〒500-8381 岐阜市市橋三丁目9番6号
TEL 058-273-8248 FAX 058-273-8249

金額 72,589.9

本社 大垣営業所
 中濃営業所 東濃営業所

消費税 2,354 税率10% T5200001003398

入金内訳			消費税	2,354
現金	小切手	振込	サイズ	A4

配布日	配布数	単価	小計	手配管理料
7/8	6,925	3.20	22,160	1,385
新聞折込代金として			税抜合計金額	23,545

上記の金額正に受取りました。
複写でないもの、訂正したもの及び取扱者の押印の無いものは無効です。

取扱者印

(2×50×200)

領収書



③

清和クラブ・清風クラブ

取引年月日：2025年07月15日(火)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-250714202682

合計金額 (税込) 30,974円

ラクスル株式会社

10%対象 30,974円 (内消費税: 2,815円)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
250714202682-01	チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg	15,000部	28,159円	出荷予定日: 2025年7月18日 清和清流市政報告 2025年夏号

[*]は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 28,159円
小計 (税抜)	28,159円
合計金額 (税込)	30,974円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksul.com/contact/>) からご連絡ください。

$30,974円 \div 2 = 15,487円$

5

駅No 5301450 領収書No 144
窓口No 101

領 収 書

清和ウイング・清風ウイング 様

金額 ￥103,810円
〔消費税等込み・10%〕

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2025年10月7日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号：F3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜羽島駅

現金出納社員

清和ウイングとの合同祝寄運賃(往復新幹線)

清和ウイング 2名、清風ウイング3名にお礼のため

103,810円 ÷ 5人 = 20,762円

20,762円 × 3人 = 62,286円

領収書



⑥

清和クラブ・清風クラブ

取引年月日：2025年10月10日(金)

領収書番号：R-251007002381

下記正に領収いたしました。

ラクスル株式会社

合計金額 (税込) 30,974円

10%対象 30,974円 (内消費税: 2,815円)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー-19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
251007002381-01	チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準 : 90kg	15,000部	28,159円	出荷予定日: 2025年10月11日 清和清流市政報告 2025年秋号

[*]は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 28,159円
小計 (税抜)	28,159円
合計金額 (税込)	30,974円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksui.com/contact/>) からご連絡ください。

$30,974円 \div 2 = 15,487円$

⑦

領収書 No 141785
令和7年10月14日
羽島市議会 御中
清風クラブ

株式会社 中日岐阜サービスセンター
〒500-8381 岐阜市市橋三丁目9番10号
TEL 058-273-8248 FAX 058-273-5326

金額 25099

本社 大垣営業所
 中濃営業所 東濃営業所

入金内訳			消費税	2354
現金	小切手	振込	サイズ	A4

配布日	配布数	単価	小計	手配管理料
10/1	6925	3.2	22160	1355

100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	600円
500万円以下	1,000円
1,000万円以下	2,000円
2,000万円以下	4,000円
3,000万円以下	6,000円
5,000万円以下	10,000円
1億円以下	20,000円
2億円以下	40,000円

取扱者印

上記の金額正に受取りました。

複写でないもの、訂正したもの及び取扱者の押印の無いものは無効です。

(2X50X200)

領収書



⑧

清和クラブ・清風クラブ

取引年月日：2026年01月10日(土)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-260107905219

合計金額 (税込) 50,506円

ラクスル株式会社

10%対象 50,506円 (内消費税: 4,591円)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー-19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
260107905219-01	チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg	24,000部	45,915円	出荷予定日: 2026年1月11日 清和清流市政報告 2026年冬号

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 45,915円
小計 (税抜)	45,915円
合計金額 (税込)	50,506円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本票画についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksui.com/contact/>) からご連絡ください。

50,506円 ÷ 2 = 25,253円 //

令和7年11月12日

羽島市議会

後藤國弘 議長 様

羽島市議会清流クラブ

代表 南谷清司

視察報告書

羽島市議会清流クラブの行政視察について下記の通り報告します。

記

- 1 期 日 令和7年10月21日
- 2 視察先 総務省、厚生労働省、文部科学省、スポーツ庁、国土交通省
- 3 視察議員 羽島市議会清流クラブ 南谷佳寛、南谷清司、安藤 誠
- 4 視察事項及び内容 別紙の通り

別紙

1 持続可能な自治体立病院の在り方と診療報酬について

令和7年10月21日 10:30~11:20

説明者 総務省自治財政局準公営企業室 課長補佐

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室室長補佐 他3人

説明要旨

○コロナ前と比較して病床利用率が戻っていない。

収支構造では人件費増加の影響が最も大きい。医療法人の医業利益は黒字が44.8%、赤字が55.2%、利益率の中央値は一般病院で△1.5%。

公立病院は経常損益の赤字が83.3%、黒字が16.7%、人勸準拠による職員給与費と材料費の増加の影響が大きい。



○令和7年6月骨太の方針において「社会保障費関係について、現場の厳しい現状を踏まえ、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」としている。

○診療報酬改定・薬価改定への対応は令和8年度予算編成過程において検討する。

○公立病院における救急医療・小児医療・感染症医療などの不採算部門・特殊部門に関わる医療の提供等、繰り出し基準に基づく経費の一般会計からの繰出金については、地方交付税で措置している。

○令和7年度には、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院を支援する「病院事業債（経営改善推進事業）」を創設した。

質疑応答

Q：これまでは高齢者に目を向けてきたが、今後は物価高を反映した支援となるだろう。

入院基本料、ベースアップ評価料は今後引き上げとなるのか。

A：意識して今後議論を深めていく。消費税の補填状況は定時的に把握している。

政府の議論の材料となっている。直近のものを測ろうとしているが、最終的には、物価と賃上げの動向が診療報酬改定のメインとなるだろう。

Q：一般会計からの繰出金に対する地方交付税による措置額はどれくらいか。

A：だいたい繰出金の半分くらい。金額で措置するわけではなく、交付税の算定基礎に含まれる。

Q：医師不足・看護師不足への対応は。

A：令和7年度にベースアップ評価料を2%上げたが春闘ではそれ以上の賃金アップになっていた。民間に追い付いていない状況。

Q：診療報酬改定の状況は。

A：診療報酬改定は来年の6月になる。それまでに病院が倒れてしまっは大変なので、どうにか支援を届けられるようにも考えている。大学病院も経営が厳しくなっている。文科省でも把握している。地域への医師派遣機能すら滞ってしまう。大学病院の下支えも必要と考えている。

Q：近隣の民間病院に患者も医師もとられてしまっている。国としてどうにかできないか？

A：現象としてそういうことが起こることはあり得る。看護師では公立の方が給料が高くなる傾向がある。民間では賃金が低いため看護師確保が苦しいという話もある。構造上の課題は認識している。繋ぎを考える必要がある。

Q：専門医制度が変わるとい方向にはならないか。

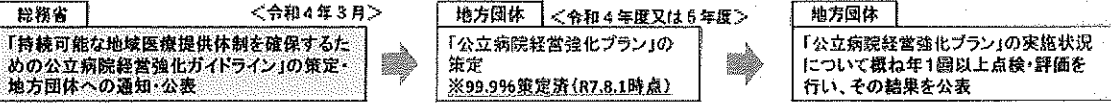
A：はっきりとは言えない部分がある。医師免許取得後、そのまま美容外科に流れてしまう直美（ちよくび）という動向もあり、これへの対策が必要と考えている。

Q：民間と公立の経営状況の差はどこからでてくるか。

A：やはり人件費の差が大きい。民間は人件費を抑えられる。最近では、民間への委託料も上がっている。給食を自前化しているところもある。その方が安いケースがでている。共同購入や人事連携によりスキルアップを図っている事例もある。法人で、給食や物品などを共同で調達している事例がある。（京都）

公立病院経営強化の推進

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。
- ・人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化
 - ・医師・看護師等の不足
 - ・医師の時間外労働規制への対応
 - ・新興感染症への備え 等



公立病院経営強化プランの内容

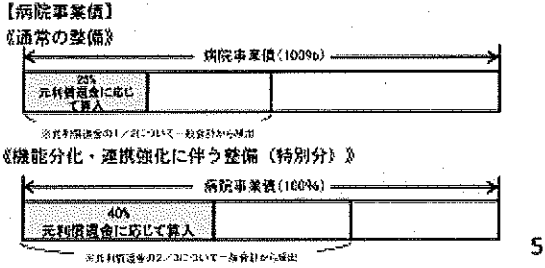
- 役割・機能の最適化と連携の強化**
 - ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
 - ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
 - ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的役割を行う急性期病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、総合病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。
- 医師・看護士等の確保と働き方改革**
 - ・医師・看護士等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
 - ・医師の働き方改革への対応
- 経営形態の見直し**
- 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組**
- 施設・設備の最適化**
 - ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
 - ・デジタル化への対応
- 経営の効率化等**
 - ・経営指標に係る数値目標



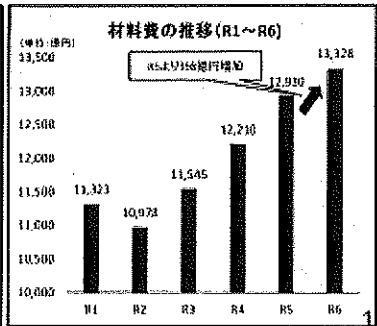
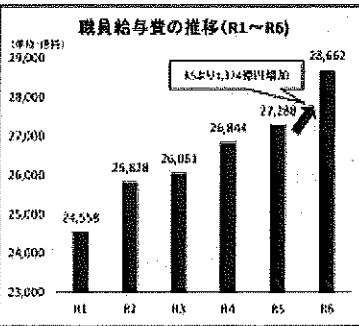
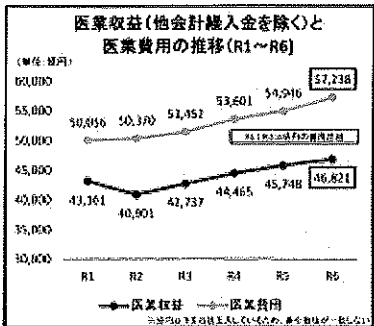
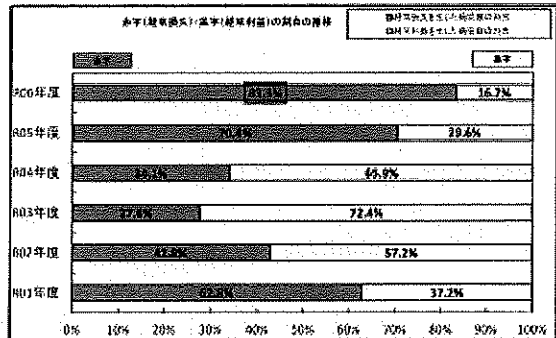
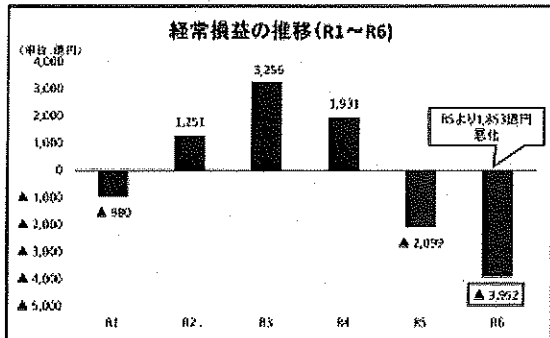
【団体の公表イメージ】（参考：奈良県立病院機構）

項目	公表イメージ
1. 経営指標	全経営指標・財務諸表の項目について詳細に説明している
2. 業務内容	業務内容・業務の概要を説明している
3. 経営方針	経営方針・経営目標を説明している
4. 経営体制	経営体制・組織体制を説明している
5. 経営戦略	経営戦略・経営計画を説明している
6. 経営成果	経営成果・経営実績を説明している



5

公立病院の令和6年度決算の状況



2 小中学校の統廃合に対する国の考え方や支援について

令和7年10月21日 13:00~13:50

説明者 文部科学省大臣官房教育改革調整官・初等中等教育企画課教育制度改革室

説明要旨

○全国的に少子化の進行により、公立小中学校の児童生徒数は減少傾向にある。

これに伴い、公立小学校の約4割、中学校の約5割が「標準規模（小：12～18学級、中：18～27学級）」を下回っている。小規模化により、クラス替えができない、男女比の偏り、人間関係の固定化などの課題が発生。



○学校教育法第38条・第49条により、義務教育学校の設置義務が規定。また、学校教育法施行規則により標準学級数が定められている。

学校規模の適正化は「教育条件の改善」を目的とし、統廃合ありきではないとの立場。

○文部科学省では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を策定し、教育効果・地域コミュニティ・通学条件を総合的に勘案して設置者（市町村）が判断するよう示している。通学距離はおおむね小学校4km、中学校6km、1時間以内が目安。（自転車通学やスクールバス運行等は自治体判断）

○統廃合を進める際には、地域住民や保護者との合意形成が重要。「魅力づくり」として、コミュニティ・スクール化、小中一貫教育、カリキュラム・施設の充実等を推進。一方で、通学距離増加による体力低下や環境変化への適応支援などの課題も指摘される。

○小規模校を存続させる場合には、ICT活用や教員定数の加配、特色ある教育活動の展開により、教育の質を確保・向上させる工夫が求められる。文部科学省は施設整備補助、教員定数措置、スクールバス購入補助等を通じて支援を実施。

○「令和の日本型学校教育」では、知・徳・体の一体的な育成を基盤としつつ、ICTの積極的活用による協働的な学びの推進を強調。特に小規模校ではICTを活用することで学習機会の保障と学びの広がり確保することが重要とされている。

○学校は教育機能のみならず、防災拠点、保育・地域交流の場としての役割も担っており、存続・統廃合の判断は教育的・地域的観点の両面から総合的に検討する必要がある。

質疑応答

Q：羽島市南部地域にある桑原学園は、一学級5～6人となり、そのため義務教育学校にした経緯がある。生徒に対する教員配置数の差についての見解は？

A：限られた教員の人員配置に際し、統廃合を進めることになる。一方、生徒数が少ないことで、生徒一人ひとりにスポットが当たりやすい面もある。

Q：部活動で人が足りないことについては部活動の地域移行を行い、総合型総合スポーツクラブで運営している。遠いエリアの児童生徒に対する配慮は？

A：スクールバスや遠距離通学者へ「へき地児童生徒援助費等補助金」を補助している。

Q：「地域の教育は地域の特色を活かして」という教育方針に変わっているのか？

A：それぞれの教育をどのようにしていくのかは各学校の教育方針で決定しており、現状、すでに地域にあわせた教育となっている。

Q：コミュニティ・スクールを推進しているが、地域と保護者とは価値観が異なり、別の動きをしているように感じられる。想いの差を埋めるための取り組みは？

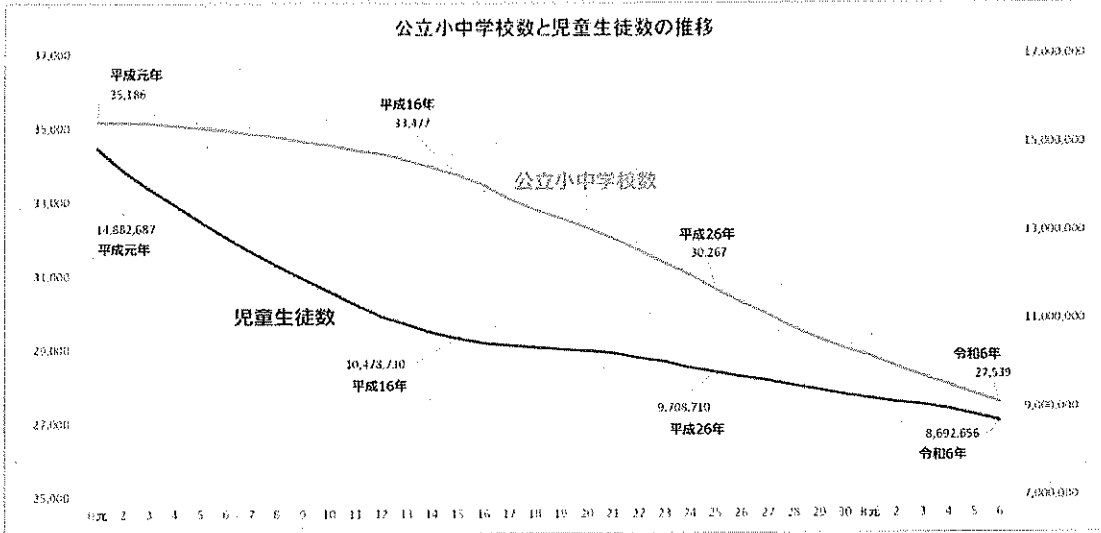
A：個別の事象について把握はしていないが、地域が一緒に取り組んでいることもある。学校の教育像を学校と保護者が共有しニーズが一致すると、統廃合の検討が前に進んでいくことにつながる。

Q：ICTの活用について、フィンランドでは教育の低下につながるため中止となったが、この件についての見解は？

A：フィンランドの事例では撤退しているが、うまく取り入れ、バランスが重要であると考えられる。ギガスクール施策が推進されており、この事業の検証結果が出た際には、再度検討されると思われる。

公立小中学校数と児童生徒数の推移 (H元～R6)

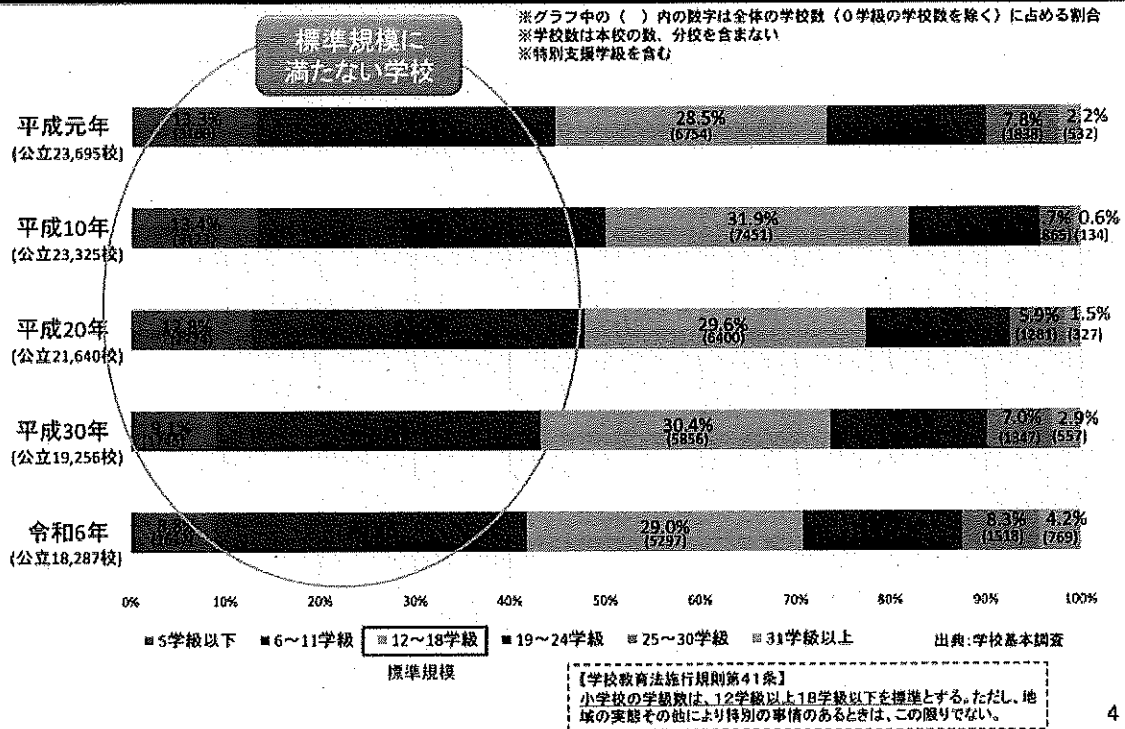
- 令和6年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して21.7%(7,647校)減少、10年前(平成26年)と比較して9.0%(2,726校)減少。
- 令和6年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して41.6%(6,190,031人)減少、10年前(平成26年)と比較して10.5%(1,016,054人)減少。



出典:文部科学省 令和6年度 学校基本調査(確定値)

3

公立小学校の約4割が標準規模を下回る



4

3 学習指導要領改訂（特に小中学校の水泳）について

令和7年10月21日 14:00～14:50

説明者 スポーツ庁スポーツ戦略官

- 「運動・スポーツを通じて豊かな心や健やかな体を育てる」観点から、体育科・保健体育科の目標・内容の改善がなされている。
- 「水泳」に関しては、例えば『水泳 ここが変わる・新学習指導要領』において、『命を守る水泳』という柱の新設」と題して、プール学習だけでなく、自然水域（海・川・湖沼）・流れ・波・着衣泳など、“実生活・環境と関連する水泳の視点”を導入しようとする提起がある。また、現状の課題として、授業実施のハードル（施設老朽化、授業回数確保困難、教員の負担）なども指摘されている。

顕在化している課題

- ①主体的に学びに向かうことのできない子供」の存在
- ②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は、道半ば
- ③デジタル学習基盤の効果的な活用

子どもたちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たす役割は、これまで以上に大きい

- これまでの良い部分を継承し、課題を乗り越え高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしいあり方を構築する必要がある。

教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う指導に真摯に向き合う必要性

- 令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく、教員の勤務環境の整備と整合させつつ、「令和の日本型教育」を持続可能な形で継承発展させる。

【中央教育審議会の主な審議事項】

- ①質の高い深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方
- ②多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方
- ③各教科等やその目標・内容の在り方
- ④教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について

- 学校プールの管理業務については、担当する教職員にとって過度な負担につながっている事態が見受けられる。学校施設管理者による必要な支援やチェック体制の構築などが十分に行われないうまま、特定の教職員などに学校プールの管理が任せられ、教職員などが損害賠償の責めを負うリスクもある中で勤務する状況は望ましくない。

- 学校プールの管理を行う場合は、管理者の配置や自動で給水を止めるシステムの導入や複層的なチェック体制の構築、マニュアルの作成など、特定の教職員に任せきりにせず、組織として適切に行うための環境整備を徹底する必要がある。

- 学校プールの管理業務に関する負担を軽減するための取り組みとして、指定管理制度を活用したり地域の公営・民間のプールを活用したりしている事例もある。北九州市では、学校プールを改築する際に社会体育施設として建設し、教育利用とは動線を分けて、民間のプール利用を可能としている。副受託を認め、時間を分けて管理することで、近隣の学校だけでなく、地元のクラブチームにも使ってもらっている。

- スポーツ庁では、今年度制度改正を行い、複合的な施設を建設する際の補助金の補助率を1/2 補助に引き上げた。

4 高齢化社会における買い物や通院などのための移動手段について

令和7年10月21日 15:00~15:50

説明者 国土交通省総合政策局地域交通課課長補佐 他1名

説明要旨

○交通空白の現状

昨今の人口減少の影響もあり、運転手が不足し、地域交通の減便や廃止の動きが加速している。そのため、ライドシェアやデマンド交通などのあらゆる交通手段を総動員して、交通空白を解消していく必要がある。



○国土交通省における「交通空白」解消の取り組み

国土交通大臣を本部長として「交通空白」解消本部を創設し、本年5月「交通空白」解消に向けた取り組み方針2025を策定。交通空白解消に向けたキーワードとして、「共同化」「協業化」を掲げ、

- ・自治体・事業者の体制強化
- ・取り組み方針2025に基づいた「交通空白」の集中的解消
- ・訪日外国人旅行者6000万人に向けた「観光の足」の確保
- ・自動運転の事業課促進など地域交通の生産性向上等の推進
- ・地域公共交通の維持・確保等

に取り組む。

「交通空白」解消に向けた取り組み方針2025の概要

1、目の前の交通空白の解消

交通空白のリストアップ調査を実施したところ、全国で2057地区の交通空白地区が判明。(令和7年4月集計)

令和7年度から令和9年度までの3カ年を集中対策期間として、「地域の足」と「観光の足」の両面から、地域の交通手段を総合的に確保していく方針。

2、持続可能な体制づくり

集中期間後も持続していくために、3つの目標指標を定めた。

- ①基本目標 3カ年で300市町村
- ②共同化目標 3か年で100件
- ③都道府県目標 3カ年で47都道府県

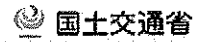
3、国による総合的な後押し

- ①首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援
- ②制度・事例等に係る情報・知見の提供
- ③実証・実走等に向けた十分な財政支援
- ④「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム
- ⑤新たな制度的枠組みの構築

質疑応答

- Q：羽島市では mobi の実証実験を実施したが、本当に必要とされる地域が運行エリアに入っていなかった。公共交通が必要な人に届いていない現状がある一方で、採算の問題もある。どのようにすると良いか。
- A：官民連携プラットフォームを創設し、全国マッチングイベントを開催している。地域地域にあるさまざまなお困りごとを共有できる場所がある。羽島市だけで考えるのではなく、知見の共有やお困りごとの相談などに官民連携プラットフォームを活用していただける。羽島市はプラットフォームに入っていないので、是非入ってほしい。費用もかからない。
- Q：自動運転の導入まで、どれくらいかかるか？
- A：レベル4で実際に実証運行している所はあるが、なかなか公道でやっているところはない。2030年代には実走するようになるのではと思うが、今はまだ実証段階の域を出ていない状況。
- Q：空白地帯の定義は？
- A：全国統一的な基準を設けているわけではない。それぞれの地区で空白地区の捉え方が異なる。
- Q：自動運転の実証実験にあたって、補助はどれくらい入るのか？費用はどこが出しているのか？
- A：おそらく国土交通省の補助メニューを使っていると思う。もしかしたら、独自でやっているかもしれない。実証実験をやりたい事業者が出す場合もある。
- Q：社会福祉協議会などが、地域の高齢者のためにふれあいタクシーを運行しているが、これも「交通空白」解消の手段として考えても良いか？
- A：自家用有償旅客運送ということであれば、白ナンバーで1種免許でも運行できる。ただし条件もあり、公共交通協議会などで協議を整えることや、運行の主体は市町村やNPOでないといけない。収受できる運賃は、実費の範囲内となる。運行エリアもバス・タクシーがない場所に限られる。ほかに、助け合い運行という形式もあるが、どこの部署も所管していない存在となる。許認可はいらないが、まずは助け合い運行として位置づけが可能かどうか、事前にご相談いただきたい。

「交通空白」リストアップ一覧表（岐阜県抜粋）※令和7年4月30日集計



各自治体において、「何らかの対応が必要とされる「交通空白」」のリストアップを実施。

○ リストアップされた「交通空白」等地区的うち、公表可とされたものについて、以下のとおり公表。

※ リストアップされた地区のうち、取組の方向性及び時期がいずれも決まっていないものについては、「要モニタリング地区」としている。

自治体	交通空白地区数	面積(km ²)	人口(千人)	要モニタリング地区数	面積(km ²)	人口(千人)
岐阜県 岐阜市	0	0	0	0	0	0
岐阜県 大垣市	0	0	0	0	0	0
岐阜県 高山市	1	0	1	0	3	359.2
岐阜県 穂高町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 平井町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 美濃市	2	0	2	0	3.3	53.84
岐阜県 笠原町	1	0	1	0	0.142	2.5
岐阜県 羽黒町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 郡上町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 美濃加茂市	16	0	16	0	269.218	0.50753
岐阜県 土岐市	0	0	0	0	0	0
岐阜県 各務原市	0	0	0	0	0	0
岐阜県 石川町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 山本町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 坂井市	0	0	0	0	0	0
岐阜県 鳳凰市	1	0	1	0	13	97
岐阜県 本巣市	0	0	0	0	0	0
岐阜県 鳳上市	0	0	0	0	0	0
岐阜県 下呂市	2	0	2	0	20	337.3
岐阜県 海津市	0	0	0	0	0	0
岐阜県 萩原町	1	0	1	0	26	7.81
岐阜県 笠原町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 養老町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 身延町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 関ヶ原町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 稲葉町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 安八町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 揖斐川町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 大野町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 北方町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 萩原町	1	0	1	0	8	12.87
岐阜県 笠原町	0	0	0	0	0	0
岐阜県 川辺町	1	0	1	0	0.2	3.48
岐阜県 七宗町	3	0	3	0	0.35	25
岐阜県 八百津町	1	0	1	0	0.25	1.75
岐阜県 白川町	4	4	0	0	6.9	77.5
岐阜県 奥田川町	1	1	0	0	2	87.11
岐阜県 白川町	1	1	0	0	1.47	356.6
岐阜県 自治体計	36	7	23	6	379.828	1422.57
計	36	7	23	6	379.828	1422.57

①「交通空白」の考え方

誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらいなど、地域交通に係るお困りごとを抱える地域。
(必ずしも、地理的、空間的な「交通空白」に限らない。)

②「何らかの対応が必要」の考え方

①の「交通空白」に関して、自治体や地域住民等がその解消に向けて何らかの対応が必要と認識しているもの。
(課題認識はあるが、解消の手段が未定・検討中のものも含む。)

11

「交通空白」リストアップ調査結果（地域の足）



リストアップ調査結果 (R7.4.30集計) 回答自治体数: 1,603 (回答率92%) ※回収した調査票のうち、有効回答を集計

	地区数 (自治体数)	居住人口 / 全人口 (%)	面積 / 国土面積 (%)
「交通空白」地区	2,057 (717自治体)	14,077 千人 (12.5%)	94,212 km ² (26.7%)
未然防止が必要な地区 (要モニタリング地区)	1,632 (514自治体)	8,069 千人 (7.1%)	50,947 km ² (14.5%)
計	3,689 (1095自治体)	22,146 千人 (19.6%)	145,159 km ² (41.2%)

「交通空白」地区の対応状況

<p>対策を実施中の地区</p> <p>548</p> <p>地域公共交通計画への位置づけ 位置づけ済: 414 位置づけなし: 134</p>	<p>対策を準備中の地区</p> <p>854</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに対応 351 ● 集中対策期間に対応 471 ● 対応時期未定 32 <p>地域公共交通計画への位置づけ 位置づけ済: 475 位置づけなし: 379</p>	<p>対策を検討中の地区</p> <p>655</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに対応 200 ● 集中対策期間に対応 455 <p>地域公共交通計画への位置づけ 位置づけ済: 349 位置づけなし: 306</p>
<p>上記のほか、未然防止が必要な地区（要モニタリング地区）: 1,632 地区</p> <p>地域公共交通計画への位置づけ 位置づけ済: 483 位置づけなし: 1,149</p>		

自治体が必要としている支援策

支援策	割合	支援策	割合
・予算面の支援	74.0%	・体制の構築（広域調整・担い手づくり等）	38.6%
・制度に係る情報や知見の提供	51.8%	・民間の技術・サービスに係る情報	32.3%
・担当者のマンパワー不足に対する支援	40.3%	・事業者との調整にあたっての橋渡し	25.7%

10

リストアップ対象について (概要)

・各自治体におかれては、以下の考え方にに基づき、「何らかの対応が必要とされる「交通空白」」のリストアップをお願いいたします。提出いただいた「交通空白」については、国土交通省においてもその解消に向けた後押しを行いながら、毎年度、フォローアップ調査を行う予定ですので、御協力をお願いします。

※なお、「交通空白」に係る状況は時々刻々と変化するものであることから、今回の調査（第1次：3/19（水））の後も、その後の状況に応じて、追加提出や修正をいただくことも可能です。

①「交通空白」の考え方

誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらいなど地域交通に係るお困りごとを抱える地域（必ずしも、地理的、空間的な「交通空白」に限らない。）

★「交通空白」の例

- ・路線バスの廃止・減便や、タクシーの廃業により、買物・医療・教育など移動の足が不足している
- ・自家用車での移動もままならない高齢の住民が高住する、互助輸送のみに頼っている
- ・父母ともに働いており、子供を学校や習いごとに送迎する手段が存在しない
- ・朝夕の通勤・通学時間帯に地域交通が不足している
- ・タクシーの運転手が高齢化し、夜の時間帯にタクシーが廃止された など

★「交通空白」の判断にあたっての留意事項

「交通空白」の判断にあたっては、画一的指標による判断のみならず、地域の実情や利用者目線を踏まえた判断が求められます。

- (例) ・鉄道駅から500m徒歩圏内にあるものの、当該駅からの列車本数が極めて少なく、病院や学校へ行く「生活の足」にしては使い勝手が悪い＝「交通空白」
- ・最寄りバス停から300m圏内であるが、坂道が多い団地で高齢者にとって移動がしづらい、タクシーも電話予約しても配車されないことが多く、日常生活の移動に支障がある＝「交通空白」
- ・区域運行のエリアだが、前日予約が必須であることや、朝夕に配車されないなどの課題がある＝「交通空白」

②「何らかの対応が必要」の考え方

上記①の「交通空白」に関して、自治体や地域住民等がその解消に向けてなんらかの対応が必要と認識しているもの（課題認識はあるが、空白解消の手段が未定・検討中のものも含む。）

★「何らかの対応が必要」の例

- ・路線バスやタクシー廃業を受けて、高齢者や子どもの足を確保しなければならず、代替手段として、コミュニティバスにするか公共有りシェアにするか地域協議会において検討して見込みである。
- ・運転手不足に伴い、地域住民が日常利用している路線の維持が難しくなる中、スクールバスや病院、商業施設送迎の路線バスへの統合を検討して見込みである。
- ・集落の住民に免許返納者が増え家族や知り合い送迎による対応も限界を迎え、そろそろ「移動の足」の整備が必要と強く感じているが、そもそも、誰が、どのような輸送形態でサービスを確保すべきかわからない。

「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針(概要)

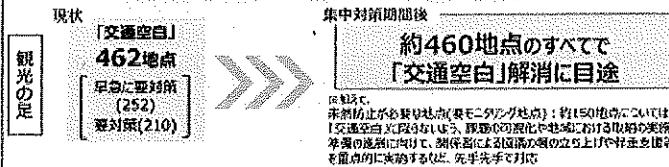
「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針

集中対策期間（令和7～9年度）において、全国の「交通空白」解消に早急に取り組むとともに、集中対策期間後も見据え、加速する人口減少・高齢化への対応やインバウンドの地方誘客に向け、今後発生する「交通空白」への対応のほか、「交通空白」を発生させない先手先手の対応に向け、自治体等における「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進する。

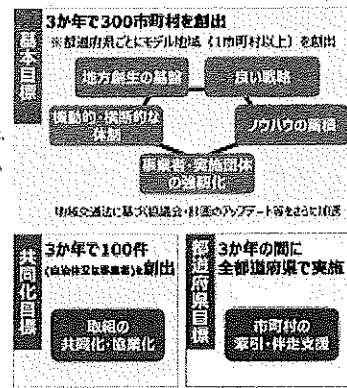
(1) 目の前の「交通空白」への対応



「地域の足」×「観光の足」の総合的な確保（ハイブリッド化）も推進



(2) 「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり



画による総合的な後押し

